

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

路 線 名	三郷幸手自転車道線
指定する道路の区間	三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先から同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで
指定の期日	令和五年十一月二十四日
備 考	ただし、河川管理車両は通行可能とする。